

令和4年度

京都府未利用地活用再生可能エネルギー
導入促進事業補助金

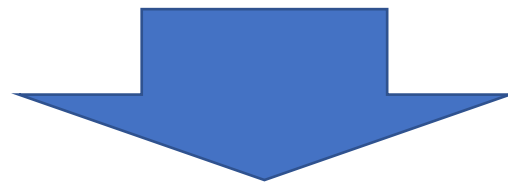
応募説明会

特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
(京都府地球温暖化防止活動推進センター)

① 事業概要

コロナ禍において原油価格・物価高騰による経費の増加を消費者に転嫁することが困難な状況にある中、中小企業等の事業継続と経営改善を支援するため、**中小企業等に対し**、**駐車場等の自社の未利用地**を活用した**太陽光発電設備等の導入**を支援し、**発電した電力を自ら消費**することで経営効率化に寄与する取組を緊急的に実施します。

- 駐車場等の「自社の未利用地」
- 太陽光発電設備等
- 発電した電力を自ら消費



ソーラーカーポート等の設置に対する助成事業です

② 補助対象事業者

京都府内において、
既に事業活動を営んでいる既築の工場、事業場、店舗等（以下、「事業所」という。）を有する
以下の**中小企業者等**です。**個人の住宅等に設置する場合は対象ではありません。**

- (1) **中小企業者**
中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) **有限責任事業団体**
有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの
- (3) **医療法人**
常時使用する従業員の数が300人以下のもの
- (4) **社会福祉法人**
常時使用する従業員の数が100人以下のもの
- (5) 上記（1）～（4）のほか、当法人理事長が、適当と認める事業者（学校法人等）
常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人 など
上記以外の中小企業者等で検討される場合には一度ご相談ください。

※詳しくは募集要領でご確認ください。

③ 補助対象事業

電気代や燃料代の高騰等に対応するため、**自家消費を目的**として、短期的に整備が進めやすい駐車場等自社の未利用地（カーポート以外の建築物を除く⇒**カーポートは○、それ以外の建築物は×**）への太陽光発電設備を導入する事業であり、次の要件を満たすものが対象です。

- 【1】 **自家消費を目的とするもの。固定価格買取制度等による売電は対象外。**
- 【2】 環境価値をJクレジット等で取引する場合も対象外。ただし、余剰電力の販売は可とする。
- 【3】 発電電力を効率的に利用するとともに、災害時の自立分散型電源としての機能を有すること **（蓄電機能）**
- 【4】 災害時等（停電時）に、発電した電気を、その設置場所において一般の利用に供すること **（外部給電機能）**
- 【5】 補助対象となる施設等に対し、京都府、国など他の公的補助金**を受けていない、若しくは受ける見込みがないこと。ただし、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入補助金（クリーンエネルギー自動車に対する補助金に限る）を除く。**
- 【6】 補助事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。
- 【7】 豪雪地や、塩害影響地域では、耐久性を確保するための適切な対策をして設置すること。

【8】リースまたはPPAにより導入をする場合は、以下の要件を満たすこと

- 8-1, ソーラーカーポート及び蓄電設備等は、同一の者が一体的に導入すること。
 太陽光と自動車のリース会社がそれぞれ異なる会社が導入することは認めない。
- 8-2, PPA及びファイナンスリース契約により導入する場合は、PPA事業者又はリース事業者を代表事業者
 とし、PPAまたはリース方式により提供または借受ける事業者を共同事業者とすること。
- 8-3, PPAまたはリース契約により料金が補助金額相当分減額されていること。

【9】事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させること。

< 導入例 >

	太陽光発電設備	蓄電池 (定置用or 車載型(EV/PHV))	充放電設備 (V2H) 及び充電設備	災害時・停電時用 コンセント
ケース1 (ソーラーカーポート)	○ 一体型/搭載型	○ (定置用)	－	○
		○ (車載型)	○	○
ケース2 (カーポートを有する場合)	○ (搭載型)	○ (定置用)	－	○
		○ (車載型)	○	○

④ 補助対象設備

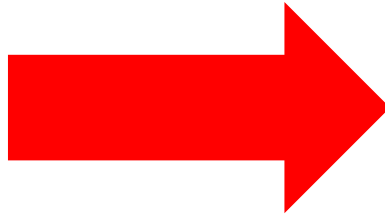
太陽光発電				
		一体型	搭載型	備考
	モジュール	○	○	積載率（太陽光発電モジュール容量÷パワーコンディショナの最大定格出力）が1以上であること。
	基礎	○	○	カーポート柱を地面に固定するための最小限部分に限る。
	架台	－	○	
	カーポート	－	○	太陽光発電モジュールの土台となるものに限る。
	接続箱	○	○	
	パワーコンディショナ	○	○	5 kW以上であること。
	配線	○	○	
蓄電池(定置用蓄電池又は車載型蓄電池の設置が必要)				
定置用蓄電池				発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る（保安防災を目的としたものは補助対象外）
車載型蓄電池	E V／P H V		V2Hに対応しているもの。 ★ただし補助額は定額10万円とする。	
	充放電設備（V2H）			
	充電設備			
災害時・停電時用コンセント				災害時等（停電時）に、発電した電気を、その設置場所において一般の利用に供すること（外部給電機能）。また、その旨の表示を行うこと。併せて、府等が災害時の給電場所リストを公開する場合に、掲載を認めること。
※発電量計測機器（設置推奨）				データ提供を求める場合があり、その求めに応じられること。直近2年間のデータを保存及び供覧が可能なもの。
※発電量等見える化機器				選定した機器が兼用設備、及び将来用設備、予備設備等とならないこと。

※は補助金の対象になるが必須ではない機器。

ソーラーカーポート

蓄電池

災害時等（停電時）用
コンセント



三点を一括で導入する場合、
本補助金の対象となります。

パワーコンディショナー5kw以上、
積載率1以上

太陽電池も5kw以上必要です

全量自家消費していただくことが基本です。

既にある、建築物（社屋、倉庫、車庫等）の屋根や庇等に
新たに太陽光発電を導入する場合は、対象なりません。

カーポートとは…一般的に柱と屋根だけで作られている壁や
シャッターの無い簡易車庫のことです。

蓄電池について

定置型の蓄電池が基本です

車載型蓄電池（EV/PHV）の場合

本事業の対象です。
ただし一律、10万円です。



●充電設備

●放充電設備
(V2H)

車載型蓄電池の導入をご検討の場合は、補助金窓口までご相談ください。

令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金と併用する
ことは可能ですが、

下記の設備は、併用不可となります。

・外部給電器

・V2H充放電設備

・V2H充放電設備の設置工事費

注意点

「ソーラーカーポート」の設置には「**建築確認申請が必要です**」。

積雪の多い地域では、**耐荷重**にご注意の上、メーカー、施工事業者とよくご相談の上、導入してください。

沿岸部においては、**塩害対応**の仕様をご確認ください。

未利用地とは…貴社の敷地内で、**建築物等が無い「敷地」**（駐車場も含む。）です。

⑤ 補助対象となる事業期間

令和5年2月28日（火）までに完了する事業が対象

本事業は、令和5年2月28日（火）までに完了する必要があります。
ただし、補助金交付申請以前に事業を着手している場合は、補助対象となりません。

補助金申請後、交付決定までの間に、事業に着手（発注・契約等）する場合は、事前着手届の提出が必要です。（事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません。下表をご参照ください。）

	交付決定前	交付決定後
通常	①見積のみ着手可 (②発注等への着手不可)	②発注・③契約・④工事着手・⑤納品・ ⑥検収・⑦請求・⑧支払
事前着手届を提出した場合	①見積・②発注・③契約 ⑧支払（前払金のみ）は着手可	④工事着手・⑤納品・⑥検収・⑦請求 ⑧支払（残額又は全額）

⑥ 補助率及び補助金額

補助率	補助対象経費（消費税を除く）の1/2以下。 ただし、車載型蓄電池（EV／PHV）を導入する場合は、車載型蓄電池を除く補助対象経費の2分の1以下の額に、車載型蓄電池の補助として10万円（定額）を合計した額とする。
補助金額 （上限）	500万円以下
その他	補助金額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額の全額が交付される
とは限りません。

⑦ 補助対象経費

補助対象経費は、次表に掲げるとおり、事業を行うために直接必要な経費で、本事業で設置又は実施されたことを証明できるものに限りします。

経費の区分	内 容
設 計 費	補助対象事業の実施に必要な設計等に要する経費 （電力系統連携協議費用等を含む）
設備費	太陽光発電、災害時・停電時用コンセント、蓄電池、充放電設備（V2H）、充電設備
本 工 事 費 付 帯 工 事 費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費 （基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費等） 材料費 （モジュール、架台、カーポート、接続箱、パワーコンディショナ、配線、定置用蓄電池、充放電設備（V2H）、充電設備、発電量計測機器、発電量等見える化機器、
機 械 器 具 費	補助対象事業の実施に必要な機械装置の購入、借料、運搬、据付け、及び製作に要する経費
測量・試験費	試験調整等に要する経費

※車載型蓄電池としてのEV／PHVは、補助金が定額となるので、記入欄にご注意ください。

【補助対象外経費等】

中古品を導入する場合は、補助対象外となります。

また、次のような経費は、補助対象となりません。

＜具体例＞

- ・ 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- ・ 明らかに高額で取引がされたもの
- ・ 通信費、水道光熱費、旅費
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後のランニング費用 など

さらに、経理処理上、次のような場合は補助金の交付対象となりません。

＜具体例＞

- ・ 令和5年2月28日（火）までに、支払いが完了していない場合
- ・ 契約書（発注書、請書を含む）、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合
- ・ 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しい場合
- ・ 他の取引と相殺して支払が行われている場合
- ・ 小切手、約束手形、クレジットカード、ポイントカードによるポイント等で支払いが行われている場合
※支払いは、現金払い（金融機関による振込等含む）としてください。
- ・ 関連会社（資本関係のある会社等）との取引の場合 など

注意点

「建築確認申請」の申請手数料は本事業の**対象にはなりません。**

「登記事項証明書」の発行に係る手数料は、本事業の**対象にはなりません。**

ソーラーカーポートを設置した敷地の整備（舗装等）は、本事業の**対象にはなりません。**

目隠しや、風除けのための「側壁」や「側面」の施工は、本事業の**対象にはなりません。**